

# 欧州連合貸借対照表指令法、ドイツ商法典及び 国際会計基準に於る連結会計の研究

eine Studie fuer Konzernrechnungslegung in dem  
EU-Bilanzrichtslieniengesetz, deutschem HGB

川 口 八洲雄  
Yasuo KAWAGUCHI

2000年3月よりわが国の株式公開会社は、改訂連結財務諸表原則と証券取引法規則に従って、親会社の単独財務諸表の開示ならびに企業集団全ての子会社を連結の範囲に含めた連結財務諸表を作成しなければならない。しかし、わが国の商法には、連結財務諸表の規定はなく、商法上の計算書類として規定されてあるのは親会社単独の財務諸表である。税法上は、連結納税制度が導入されていないために連結財務諸表を作成する必要はない。今回わが国の連結財務諸表原則が国際会計基準に歩み寄り、連結子会社の範囲を実質支配力基準で判定すること、また会計方針を統一化したことにより、従来の名目上の議決権保有比率（出資比率）により連結範囲からはずされた子会社の含み損を連結財務諸表から排除することができなくなる。国際会計基準の導入により、日本企業の在り方はどのように変わるか、あるいは変わらないか。実質上の子会社を利用した利益操作、連結納税制度を視野に入れた分社化または持ち株会社化、貸借対照表と損益計算書の重視から貸借対照表とキャッシュフロー重視などは、連結財務諸表に関する国際会計基準が導入される要因の一つである。国際会計基準の導入により、決算対策の余地は狭められ、ある意味で無意味になる。また、期間収益としての経常利益の重視から離脱して、資本効率を重視する方向へ企業戦略が転換されるであろう。すなわち、株式法の改革と債権者保護から投資家保護への会計目的の重点移行により、株主価値重視が経営管理者の意思決定の基礎になるであろう。今後、不採算部門の廃業、企業間の事業と業務の提携、企業集団の経営者の責任と権限の拡大は、連結財務諸表の国際基準への調和化によって促進されるものと考えられる。ただし、改正前のわが国の連結財務諸表原則では、更生会社、整理会社、破産会社、清算会社については子会社であっても連結範囲から除外されていたが、国際会計基準第27号の支配力基準を導入した改訂連結財務諸表原則により、これらの会社のなかで支配従属関係が認められない限り、子会社概念に該当しないものと定められている。したがって、連結子会社の範囲の認識において国際会計基準は厳格であり、わが国の連結財務諸表原則は緩やかである。本研究は、以上のように国際会計基準第27号の分析をつうじて連結財務諸表に連結される子会社の範囲の拡大が議決権基準を利用した利益操作をどの程度抑え込むことができるのかを検証するものである。